

第 13 号議案

令和2年度（2020年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和2年度（2020年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	447床		
（2）年 間 患 者 数	入院 137,050 人	外来 260,010 人	
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院 375 人	外来 1,070 人	
（4）主な建設改良事業	駐車場設備工事費	21,798 千円	
	医療機器等購入費	445,288 千円	

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 病院事業収益		14,261,163 千円
第 1 項 医 業 収 益		12,773,255 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,464,217 千円
第 3 項 特 別 利 益		23,691 千円
	支 出	
第 1 款 病院事業費用		14,947,367 千円
第 1 項 医 業 費 用		14,309,748 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		551,301 千円
第 3 項 特 別 損 失		56,318 千円
第 4 項 予 備 費		30,000 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額957,436千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入		269,180 千円
第 1 項 企 業 債		192,000 千円
第 2 項 固定資産売却代金		1 千円
第 3 項 都 補 助 金		77,179 千円
	支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出		1,226,616 千円
第 1 項 建設改良費		467,086 千円
第 2 項 企業債償還金		759,530 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
電子カルテシステム 更新事業	令和2年度から令和3年度まで	1,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町田市民病院 医療機器整備事業	千円 162,000	証券借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
町田市民病院 システム整備事業	15,000			
町田市民病院 駐車場整備事業	15,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給 与 費 7,831,984 千円
- (2) 交 際 費 900 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,939,738千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 情 報 機 器	放射線読取装置	2
	RI（核医学）検査装置	1

令和2年（2020年）2月21日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一